

司法書士の業務範囲(6・完) : 司法書士法3条以外の 法令等に基づく業務(2)

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/1790492>

出版情報 : 市民と法. 103, pp.32-44, 2017-02-01. 民事法研究会
バージョン :
権利関係 : 本文公開予定日 : 2017-08-01



短期集中連載

司法書士の業務範囲（6・完）

——司法書士法3条以外の法令等に基づく業務(2)——

九州大学教授 七戸克彦

5 法3条以外の法令等に基づく業務 と規則31条業務

司法書士法施行規則31条（以下、「規則31条」という）に基づく業務（以下、「規則31条業務」という）という言葉に関しては、次の二つの問題（後記(1)(2)）が生じている。

(1) 個人司法書士と規則31条業務の問題

その1は、規則31条が、「第5章 司法書士法人」（同規則31条～37条の6）の章下に規定されていることから、規則31条に掲げられた業務は、司法書士法人しか行うことができないのではないかと「誤解」である。

すでに広く一般に認知されるに至っている規則31条2号業務（以下、「成年後見業務」という）に関しては、このような誤解は、もはや存在しない。だが、これに対して、規則31条1号業務（以下、「財産管理業務」という）に関しては、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）31条業務検討委員会委員長（当時）の佐々木聡史司法書士によれば、「いまだ認知度が低いのが現状であって、当事者から包括的な委任を受けて、規則31条による職務として財産の管理を行う司法書士が、金融機関での預金の照会や払戻手続をスムーズに行えないこともある」（注1）。また、八木良直司法書士は、任意相続財産管理人としての事務処理を行おうとした際に、金融機関から、次のような回答を受領したという（注2）。

貴殿が当支店に提示された相続人との〔相続財産管理〕契約書には、法的根拠として、司法書士法29条および同法施行規則31条が記載されているが、同法29条は司法書士法人についての規定であるため、司法書士法人でない貴殿からの請求には応じられない。貴殿が行うことができる業務は、あくまで同法3条に記載されている業務のはずだが、今回の請求内容は、いずれにも該当しない。

八木司法書士は、このような誤解を解消するためには、次の二つの課題をクリアする必要があるとする。それは、①司法書士による「財産管理業務」の法的根拠に対する認知度を上げることであり、②より多くの実績をつくり上げることであり（注3）。

筆者（七戸）も、八木司法書士の所見に全面的に賛成であり、それゆえ、早急に検討すべき課題は、財産管理業務に関する認知度向上並びに実績向上のための具体的方策の策定にあると考えるが、しかし、そのためには、財産管理業務の法的根拠に関して、明瞭で揺らぎのない説明が確立されていることが必要となり、そして、この点に関しては、まず何よりも、大前提として、現在、論者によって異なるニュアンスで用いられている「規則31条業務」あるいは「財産管理業務」といった言葉の定義・意味内容を統一しておく必要があると考える。

(2) 用語の不統一の問題

(A) 規則31条業務＝事業経営＋財産管理

佐々木委員長は、「規則31条に規定する業務をみてみると、大きく分けて、後見人等として行う財産管理等の業務（以下、『財産管理業務』という）と他人の事業経営にかかわる業務（以下、『経営管理業務』という）がある」と説明する（注4）。

この説明は、規則31条1号の「管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務」を①事業経営業務と②財産管理業務に分割し、かつ、このうちの②と、③規則31条2号の「後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務」とを合した上位概念として「財産管理業務」の語を使用し、これと①事業経営業務の2種類が「規則31条業務」の内訳であるとする理解である（規則31条業務＝事業経営業務（①）＋財産管理業務（②＋③）の二元的理解）。

(B) 規則31条業務＝財産管理

だが、これに対して、八木司法書士は、「司法書士法施行規則31条は、いわゆる『財産管理業務』の法的根拠となるものであり、成年後見業務が現時点における代表例である。もっとも、同規則では、成年後見業務のみならず、『当事者その他関係人の依頼』により、『他人の事業の経営』や『他人の財産の管理』・『処分を行う業務』、さらには『これらの業務を行う者を代理』・『補助』する業務までも『財産管理業務』としている。すなわち、さまざまな『財産管理業務』（規則31条業務）が想定される中で、成年後見業務はその一部分にすぎないのである」と説明する（注5）。

すなわち、八木司法書士の説明は、佐々木委員長の説明と異なり、規則31条1号の①事業経営業務をも含めて、1号業務（①事業経営業務、②財産管理業務）、2号業務（③成年後見業務）のすべてを包摂する概念として「財産管理業務」の語を用い、かつ、これを「規則31条業務」と言い換えている（規則31条業務＝財産管理業務（①＋②＋③）の一元的理解）。

(C) 私見

しかし、第1に、全部で5号からなる規則31条のうち、1号および2号のみを取り上げて、これを「規則31条業務」と呼ぶのは、適切でないように思われる。3号の「講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務」並びに4号の「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律……に規定する特定業務」は、「財産管理業務」とはいえないし、さらに、5号の法3条・規則31条附帯・関連業務の中にも、財産管理業務以外の業務が含まれているからである。

第2に、規則31条1号業務と2号業務の上位概念として「財産管理業務」なる語を用いる点に関しても、1号中に規定されている（狭義の）財産管理業務との間で混同を招くほか、個々の業務内容に関する厳密な条文根拠を、かえってあいまいなものにする。各業務の法的根拠を、誤解の生じない形で明確化しようとするならば、あくまでも条文の体裁・文言に忠実に、規則31条の各号に規定された業務内容を、そのままの形で提示したほうが、金融機関その他関係者の理解が得られやすいように思われる。結局、「規則31条業務」の語に関しては、条文の体裁・文言そのままに、以下の5種類（1号業務を分割すれば6種類。さらに、5号業務について、法3条1項1号～5号附帯・関連業務と、規則31条1号～4号附帯・関連業務に分ければ7種類）の業務を指している、と単純に定義・分類しておくほうが、紛れがない（注6）。

- 1号業務＝①事業経営業務、②財産管理業務
- 2号業務＝③成年後見業務
- 3号業務＝④教育・普及業務
- 4号業務＝⑤競争の導入による公共サービスの改革に関する法律33条の2にいわゆる「特定業務」
- 5号業務＝⑥法3条1項1号～5号附帯・関連業務、⑦規則31条1号～4号附帯・関連業務

だが、現行の規則31条が制定される以前から司法書士の業務として広く認知されていた成年後見

業務に関しては、あらためて条文根拠が問われることがなかった一方、規則31条3号および4号（とりわけ4号）の業務に関しては、そのような規定が規則31条中に存在していることすら、ほぼ無視されている。司法書士にとって、現下の関心事は、もっぱら1号の規定する事業経営業務・財産管理業務にあることから、これらの業務に対する関心が肥大化した結果、財産管理業務を指して規則31条業務と呼ぶ用語法が、司法書士の間で一般化したものである。その一方において、5号の規定する、法3条1項1号～5号業務並びに規則31条1号～4号業務に「附帯し、又は密接に関連する業務」の内訳・具体的内容に関する分析・検討は、ほとんど進んでいない。しかし、こうした規則31条の全号にわたる総合的考察こそが、振り返って1号業務の法的位置づけを明確化させることにつながる。

(3) 法3条以外の法令等に基づく業務

さらにいえば、規則31条業務は、法3条以外の法令等に基づきすべての司法書士が行うことができる業務のうちの、ごく一部（個人司法書士のみならず司法書士法人も行うことができる業務）を列挙したものにすぎなかった。にもかかわらず、法3条以外の法令等に基づく業務のうち、規則31条業務のみを切り取って極度に強調することは、規則31条に列挙された業務以外に法3条以外の法令等に基づく業務は存在しない、との誤解を誘発する危険性を孕んでいる。

たとえば、本誌前号（102号）掲載の「〈座談会〉財産管理業務をいかに発展させるか——成年後見、民事信託、規則31条による財産管理の活用と連携」（注7）は、そのタイトルからも知られるように、「成年後見」と「民事信託」を、規則31条以外の法令に基づく業務と位置づけ、かつ、それらと「規則31条による財産管理」とを合した上位概念として「財産管理業務」の語を用いるものであるが、司法書士の「成年後見」業務の根拠法令はともかくとして（規則31条2号が制定される以前には、平成11年12月8日公布の成年後見制度等関連4法（注8）制定を機に立ち上げられた成年後見センター・リーガルサポートに対する〔旧〕社団法人

としての設立許可（同年12月22日）が法令上の根拠となっていた）、「民事信託」を司法書士の業務内容とする法令上の根拠を、規則31条以外に求めるとすれば、いずれの法令が業務内容の根拠となっているのか。

しかも、事柄は、目下司法書士の関心が集中している成年後見・財産管理の分野に限られない。すでに本連載でみてきたように、司法書士の業務内容は、①登記関係業務に関しては、弁護士の訴訟代理と同様の登記代理（すなわち実体的権利関係の調査、契約書の立案から決済に至るまでの一連の過程の包括的受任）、②書類作成関係業務に関しては、法務局・地方法務局あるいは裁判所・検察庁以外の官公署や私人に提出する書類作成、さらには、③書類作成を必ずしも目的・内容としていない法的判断を伴う業務にまで広がっていた。これらの業務は、規則31条の列挙する五つの業務として位置づけることが難しい。

規則31条1号の財産管理業務が、いわゆる過払いバブル終焉後の司法書士の有望な業務展開の方向性であるからといって、同業務ばかりを強調することは、規則31条以外の法令等に基づいてすべての司法書士が行うことができる業務の存在を、否定する方向へとつながりかねない。

（注1） 佐々木聡史「司法書士業務としての財産管理と事業経営——司法書士法施行規則31条業務の可能性」本誌87号23頁。

（注2） 八木良直「規則31条業務の『現場報告』と『今後の可能性』」本誌89号96頁。

（注3） 八木・前掲（注2）97頁。

（注4） 佐々木・前掲（注1）22頁。

（注5） 八木・前掲（注2）96頁。

（注6） 田島誠「〔規則31条業務の最前線①〕財産管理業務事始め——財産管理業務の旗印に集い考えたこと」本誌91号107頁も、「財産管理業務」の語を、もっぱら規則31条1号業務を念頭に使用している。

（注7） 新井誠ほか「〈座談会〉財産管理業務をいかに発展させるか——成年後見、民事信託、規則31条による財産管理の活用と連携」本誌102号37頁以下。

（注8） ①平成11年12月8日法律第149号（民法の一部を改正する法律）、②同日法律第150号

(任意後見契約に関する法律)、③同日法律第151号(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)、④同日法律第152号(後見登記等に関する法律)。

6 規則31条業務の成功例と失敗例

(1) 規則31条 3号～5号業務

上記のように、規則31条1号～5号に規定された業務は、法3条以外の法令等に基づきすべての司法書士が行うことができる業務のうちの、ほんの一握りのものにすぎない。にもかかわらず、現時の司法書士の関心は、規則31条業務——さらにその中でも、2号の成年後見業務に続いて、1号の事業経営・財産管理の方面における業務展開に向けられており、3号～5号の規定する業務に関しては、言及する文献も少ない。

(A) 規則31条 3号業務

規則31条3号の規定する「司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務」は、2号の成年後見業務や1号の事業経営・財産管理業務に限らず、およそすべての司法書士の業務内容に関する認知度の向上にとって有意義である(注9)。

ただし、司法書士の業務に関する教育・普及活動は、司法書士以外の者も行うことができるので(注10)、本業務に関する論点は、たとえば司法書士が不適切な教育・普及活動を行った場合に、①業務の範囲内の行為につき非違行為をした責任を問われるのか(司法書士固有の専門家責任)、それとも②業務の範囲外の行為に関する非違行為の責任を問われるのか(飲酒運転や痴漢などと同様の責任)という点であり、そして、この問題は、振り返って、当該教育・普及活動の内容が、そもそも司法書士の業務の範囲に属する事項を対象とするものであったか否かの問題に連なる(注11)。

(B) 規則31条 4号業務

規則31条4号の定める「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務」については、土地家屋調査士法施行規則29条4号にも、まったく同一の規定が

存在するのであるが(〔表〕参照)(注12)、司法書士も土地家屋調査士も、この業務がいったい何を指しているのかについて、ほとんど知識を有していない(注13)。

だが、この規則31条4号業務に関しては、司法書士も土地家屋調査士も、新たな業務展開の機を失したのであった(後記(2)(B)参照)。

(C) 規則31条 5号業務

規則31条5号の附帯・関連業務(①法3条1項1号～5号の附帯・関連業務と②規則31条1号～4号の附帯・関連業務)については、すでに述べたように、①法3条あるいは②規則31条により明定されている業務以外の司法書士の業務を、それらの附帯・関連業務と位置づけるか、別個独立の業務と位置づけるかの問題が存在する。

なお、同様の規定は、弁護士法人及び外国法事務弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則(1条5号)、土地家屋調査士法施行規則(29条5号)にも存在するが(〔表〕参照)、条文の体裁が全く同一である土地家屋調査士法施行規則29条をめぐっては、近時、土地家屋調査士法3条1項1号の定める「不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量」業務以外の(=登記を前提としない)調査・測量業務もまた、調査士の業務の範囲内である旨を明示するために、土地家屋調査士法施行規則29条中に、新たな号を追加・新設する方向での検討が進められている由を仄聞している(注14)。

(2) 成功例と失敗例

一方、目下、司法書士は、規則31条2号の成年後見業務を橋頭堡として、規則31条1号の事業経営業務と財産管理業務あるいは(法令上の根拠に関する検討は進んでいないが)民事信託業務へと歩を進めようとしている。その際に参考となるのが、成功例である2号の成年後見業務であることはいうまでもないが、その一方で、失敗例に関しても、前車の轍を踏まないための検討が必要となる。だが、完全なる失敗例と目される4号業務に関して、司法書士(および土地家屋調査士)には、失敗したとの自覚がないどころか、そもそも4号業務とは何であるかさえ知る者は少ない。

〔表〕「業務の範囲」の対照表

弁護士法	司法書士法	土地家屋調査士法
（業務の範囲） 第30条の5 弁護士法人は、第3条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。	（業務の範囲） 第29条 司法書士法人は、第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。 一 法令等に基づきすべての司法書士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部 二 簡裁訴訟代理等関係業務 2 簡裁訴訟代理等関係業務は、社員のうちに第3条第2項に規定する司法書士がある司法書士法人（司法書士会の会員であるものに限る。）に限り、行うことができる。	（業務の範囲） 第29条 調査士法人は、第3条第1項第1号から第6号までに規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。 一 法令等に基づきすべての調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部 二 民間紛争解決手続代理関係業務 2 民間紛争解決手続代理関係業務は、社員のうちに第3条第2項に規定する調査士がある調査士法人（調査士会の会員であるものに限る。）に限り、行うことができる。
弁護士法人及び外国法事務弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則	司法書士法施行規則	土地家屋調査士法施行規則
（弁護士法人の業務の範囲） 第1条 弁護士法（以下「法」という。）第30条の5に規定する法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。 一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 二 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務 三 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、他人の業務及び財務の状況、変態設立事項、資産の価格その他の法律事務に関連する事項について、調査してその結果を報告し、又は証明する業務 四 弁護士又は弁護士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 五 法律事務に附帯し、又は密接に関連する業務	（司法書士法人の業務の範囲） 第31条 法第29条第1項第1号の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。 一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 二 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務 三 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第33条の2第1項に規定する特定業務 五 法第3条第1項第1号から第5号まで及び前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務	（調査士法人の業務の範囲） 第29条 法第29条第1項第1号の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。 一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の筆界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務 二 土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務 三 調査士又は調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第33条の2第1項に規定する特定業務 五 法第3条第1項各号及び前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務

(A) 成功例——規則31条2号業務（成年後見業務）

すでに触れたように、財産管理等の分野への業務展開の際に必要な事項は、①それが司法書士の業務内容である旨の認知度の向上と、②当該業務に関する実績の向上であった。

(a) 成功の要因

司法書士の成年後見業務が成功した最大の要因は、日司連主導型の取組みを極めて早期より開始し、成年後見センター・リーガルサポートという強固な組織を〔旧〕社団法人（現在は公益社団法人）の形態で設立した点にあった。

日司連が総会で高齢者問題をテーマとするシンポジウム開催を決定し（平成6年6月）、「第1回 ころばぬ先のシンポジウム」で高齢者の財産管理を取り上げたのは（平成7年2月）、法制審議会民法部会が成年後見問題を検討課題として取り上げることを決定し（6月）、法務省民事局内に「成年後見問題研究会」が設置されるより（7月）以前の、素早い対応であった。

その後、法務省は、平成9年9月、成年後見問題研究会の報告書を公表するとともに、法制審議会民法部会に「成年後見小委員会」を設置するが、一方、日司連では、同年11月に「高齢者財産管理センター創設推進委員会」を設置しており、今日の成年後見センター・リーガルサポートの胚胎は、ここに始まる。

平成11年2月16日、法制審議会第126回総会は「民法の一部を改正する法律案等要綱」を採択して法務大臣に答申、3月15日に成年後見制度等関連4法案（閣法第83号・第84号・第85号・第86号）が第145回国会に提出され、12月8日に公布、平成12年4月1日に施行に至るのであるが、一方、日司連では、平成11年1月、高齢者財産管理センター創設推進委員会答申「成年後見センター（仮称）の設立及び設立のための具体的施策」を受けて、成年後見センター設立に向けてワーキングチームを設置し、2月には設立準備委員会を設置、4月には「社団法人成年後見センター・リーガルサポート（仮称）」の設立発起人会を開催、7月には「成年後見センター支援推進対策部」を設置し、そして、上記法案成立の12月には「成年後見

センター・リーガルサポート」の設立総会が開催され（12月3日）、〔旧〕社団法人としての設立許可が認められた（12月22日）。

司法書士法施行規則に現行31条その他司法書士法人に関する規定が設置されるのは、平成15年4月のことであるから（注15）、規則31条2号制定以前の時代において、成年後見が司法書士の業務に含まれるとする法令上の根拠は、成年後見センター・リーガルサポートの〔旧〕社団法人としての設立「許可」にあったといえよう。

その後、成年後見センター・リーガルサポートは、平成23年3月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）の公益認定を受け、4月1日より公益社団法人へと移行した。

(b) 業務「目的」をめぐる課題

このようにして順調に滑り出したかのようにみえた成年後見業務であったが、しかし、その後の司法書士による横領案件の続出によって、今日では、その信頼性に揺らぎが生じている。

成年後見センター・リーガルサポートが不祥事再発防止のために設置した法人業務適正検討有識者会議が平成28年9月27日に提出した報告書によれば、不祥事全体に「共通する原因として多くみられたのが、事務所経営の不振と私生活の乱れによる金銭面の苦境」とされるが（注16）、その一方では、「リーガルサポート設立発足時の社会貢献としての後見人の業務への認識が低下し、その使命感・倫理観を忘れ、業務体制の不備が重なって、安易に被後見人等の金銭に手を付けたものではないかと疑われる」とされ（注17）、あるいはまた、次のようにもいわれる（注18）。

リーガルサポート立ち上げの当初は、会員の数も現在ほどではなく、社会貢献等の理念を共有していた。また、登記業務等により財政基盤がしっかりした者がその余裕のなかで、社会貢献として後見業務を行う場合が多かった。また、家庭裁判所の監督も今よりは充実していた。そして、個人情報にかかわる問題もなかった。また、社会からの信頼を一

から得ていくという努力のなかで始まった司法書士の後見業務であったので、リーガルサポートの会員のなかに緊張感が共有されていた。(中略)

ところが、会員規模の拡大、財政基盤がしっかりしていない者の後見業務への参加、家庭裁判所の監督のある意味での後退、個人情報保護法の制定、会員規模の拡大や経年による緊張感の減少が生じたのではないかな。

かかる成年後見業務に対する司法書士の執務姿勢の質的低下は、債務整理業務がたどった経緯の、前車の轍を踏んでいるようにみえる。

かつて、債務整理は、司法書士の社会貢献活動の一環と目されていた。それは弁護士が見向きもしなかった領域に対する、司法書士のプロ・ボノ活動であって、営利目的のものではなかった。ところが、過払金に対する不当利得返還請求が認められたことで、債務者救済という公益目的は、自らの利潤追求という営利目的へと変質し、その結果、司法書士のモラルは極端に低下して、過払金の横領や脱税事例が相次いだ。そして、その行き着いた先が、遅まきながら儲け話に気づいた後発参入者たる弁護士との間の、職域争いの敗北であった。

債務整理における敗北が、司法書士に与えてくれた貴重な教訓は、「業務の公益性質を忘れて、私利私欲に走ってはいけない」「儲けに走れば眼をつけられる」というものである。債務整理や成年後見に限らず、およそすべての司法書士の業務は、公益性な性質を帯びている。ただ単に儲けたいだけならば、わざわざ司法書士にならずとも、利潤追求のみを善とする職業に就けばよかったのである。

(c) 業務「内容」をめぐる課題

以上の業務「目的」をめぐる課題と並んで、成年後見に関する課題の第2は、司法書士の担っている業務「内容」の偏りである。成年後見の内容は、いうまでもなく、①身上監護と②財産管理の二本柱からなる。ところが、司法書士の成年後見業務を財産管理業務の一種とする説明からも知ら

れるように、司法書士の関心は、もっぱら②財産管理の側面に向けられていた。これは、あたかも簡裁訴訟代理等関係業務が、もっぱら債務整理業務を念頭に理解されたのと、よく似た現象のように思われる。

なお、昨今の市民後見人の育成に関する話題からも知られるように、成年後見業務は、一定の資格を前提とするものではない。成年後見の業務内容は、①身上監護、②財産管理のいずれについても、事柄の性質上当然に法律的判断を伴う業務を含んでいるが、司法書士であれ一般市民であれ、同業務を報酬を得て業として行うことは、弁護士法72条ただし書の例外(「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない」)として認められる。

それゆえ、司法書士の行う成年後見業務に対しても、弁護士法72条違反を問われる余地はない。にもかかわらず、債務整理分野における弁護士との業際問題の結果、司法書士は「墓に懲りて膾を吹く」かのごとく、成年後見分野についても萎縮しているように見受けられる。

だが、その一方において、「司法書士であるから後見業務を行うことが当然にできるというものではないにもかかわらずそのことが忘れられてきた疑いがある」と、前記報告書はいう(注19)。

司法書士は、専門職後見人とされる。しかし、ここで専門職という概念は、後見業務のなかで活かされる知識・技能・経験を裏付けるものであっても、後見業務の本体としての財産管理と身上監護そのものの専門性は担保しない。

本来、反復継続し、しかも報酬を得て同種の人の生命、身体、財産に危険を及ぼす業務を執り行うためには、相応の知識と技能が担保されている必要がある。さらに、後見業務は、上記のとおり被後見人と信認関係にたつて、生活や経済活動を現在進行形で行っている日々増減のある財産を管理するものである。とすれば、法的にはともかく、すくなくとも、職業的な倫理としては、財産管理と身

上監護につき、本来の司法書士とは異なる技
量と倫理を持つべきである。

この点に関しては、登記関係業務をめぐる埼玉
司法書士会職域訴訟（注20）を想起してみるとよ
い。登記関係業務は司法書士の独占業務ではなく、
弁護士も当然にできるとした司法判断に、司法書
士は震撼したが、しかし、その後、登記関係業務
を弁護士に蚕食される事態は生じなかった。弁護
士にも登記関係業務を行う資格があるからといっ
て、司法書士と同程度に高度な専門的知識や技量
を備えているとは限らないからである。

成年後見の担い手である市民後見人・専門職後
見人の中で、司法書士が一頭地を抜く信頼を勝ち
得るためには、消極・積極の両側面における努力
が必要である。このうち、消極的側面とは、市民
後見人や他の専門職後見人との比較において、横
領等の不祥事が圧倒的に少ないという実績を定着
させることであり、積極的側面とは、①身上監護
と②財産管理の両者において、市民後見人や他の
専門職後見人をはるかに凌駕する高度な専門的知
識と技量を備えることである。成年後見業務の内
容を、もっぱら②財産管理業務ととらえる見方は、
簡裁訴訟代理等関係業務の内容につき、もっぱら
債務整理ばかりを考えた結果、今日司法書士が
陥った状況の、前車の轍を踏む。むしろ、①身上
監護に関する専門的知識をも身に付けていること
こそが、弁護士をはじめとする他の専門職後見人
に対する、圧倒的なアドバンテージとなりうるこ
とに思い至らなければならない。

（B）失敗例——規則31条4号業務（乙号業務）

以上の規則31条2号の成年後見業務に対して、
絵に描いたような失敗例が、規則31条4号業務で
あった。

（a）失敗の要因

失敗の要因は、はっきりしている。規則31条4
号並びに土地家屋調査士法施行規則29条4号は、
競争の導入による公共サービスの改革に関する法
律（平成18年法律第51号。通称は「市場化テスト
法」ないし「公共サービス改革法」）33条の2第
1項13号・2項2号・5項・9項の規定に基づい

て制定された、登記事項証明書等の交付及び登記
簿等の閲覧に係る業務の公共サービス実施民間事
業者における実施等に関する省令（平成19年法務
省令第51号）附則2条・3条による司法書士法施
行規則・土地家屋調査士法施行規則の一部改正
（以下、「平成19年規則改正」という）によって
追加された業務である。なお、市場化テスト法33
条の2とは、次のような規定である。

（不動産登記法等の特例）

第33条の2 法務大臣は、次に掲げる登記所
の業務（以下この条において「特定業務」
という。）を、官民競争入札又は民間競争
入札の対象とすることができる。

一～十二 （略）

十三 前各号に掲げるもののほか、登記所
において公開される帳簿、書類若しくは
電磁的記録の閲覧又はこれらに記載さ
れ、若しくは記録された事項を記載した
書面の交付に係る業務であつて法務省令
で定めるもの

2 特定業務を実施する公共サービス実施民
間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも
該当する者でなければならない。

一 （略）

二 個人情報の適正な取扱いを確保するた
めの措置その他特定業務を適正かつ確実
に実施するために必要な措置として法務
省令で定める措置が講じられているこ
と。

三 （略）

3・4 （略）

5 公共サービス実施民間事業者は、特定業
務の実施状況を、法務省令で定めるところ
により、定期的に、法務大臣に報告しなけ
ればならない。

6～8 （略）

9 前各項に定めるもののほか、公共サービ
ス実施民間事業者による特定業務の実施に
関し必要な事項は、法務省令で定める。

すなわち、平成19年規則改正によって新たに追加された規則31条4号業務とは、いわゆる乙号業務のことであったのだが、成年後見業務に関して、平成14年司法書士法改正・平成15年司法書士法施行規則改正以前から、積極的な組織づくりに動いていた司法書士ないし日司連は、乙号業務の民間委託に関しては、結論的にいえば、全く動かなかった。その最大の原因は、市場化テスト法制定当時、司法書士業界は、過払いバブルに湧き立っており、かつて成年後見に関して行ったような、用意周到な組織づくりに向けた準備に手間をかけることなど、日司連も個々の司法書士も、馬鹿馬鹿しいと考えたためであろう。

しかし、その結果として、乙号業務の民間委託は、ことごとく人材派遣会社に奪われ、せっかく追加された4号の規定にもかかわらず、司法書士・土地家屋調査士の業務展開の途は、完全に閉ざされた。

(b) 失敗の教訓

過払いバブルに熱狂した司法書士が、バブル崩壊後の寒空に身を震わせている今日の模様は、イソップの「アリとキリギリス」の寓話そのものである。債務整理というほんの一時限りの好況の機を逃さず、来たるべき冬への準備をすべきであったのに、司法書士はこれを怠った。

もっとも、司法書士が成年後見に対する取組みを開始した時期は、業務好調の時代とは決していえなかった。にもかかわらず、司法書士がこの分野に積極的に乗り出したのは、もっぱら公益目的に基づくものであって、私利私欲に出たものではなかった。すなわち、司法書士という法律専門職は、本来的には、私利私欲などより、社会貢献という高邁な理想の側を好む人たちが就く職業である（弁護士以上に）。だが、過払いバブルという異常極まりない事態が、本来すこぶる生真面目で勤勉な性質のアリを、刹那的な享楽に溺れるキリギリスに墮落させたのである。

(注9) 規則31条3号業務（教育・普及業務）について言及した司法書士の論稿として、和田努「(規則31条業務の最前線③) 司法書士による法務顧問の実務」本誌93号122頁以下、

三浦真弘「(規則31条業務の最前線⑨) 司法書士の仕事内容の認知度上昇に向けた考察——継続は力なり」本誌99号101頁以下。

(注10) ただし、公共嘱託登記司法書士協会・土地家屋調査士協会の定款に、目的として「嘱託登記に関する講演会の開催並びに出版物の刊行及び販売」を定めることはできないとされている（登記研究776号149頁「質疑応答【7943】」）。

(注11) たとえば、平成28年に刊行された会社の議事録作成に関する解説書には、弁護士によるもの（森・濱田松本法律事務所編『会社議事録の作り方〔第2版〕』、桃尾・松尾・難波法律事務所編『会社法の議事録作成実務』など）、司法書士によるもの（内藤卓ほか『各種法人関係・議事録モデル文例集』、鈴木龍介編著『議事録作成の実務と実践』など）があるが、法的判断を含む議事録作成が、司法書士の業務の範囲外とされた場合には、当該出版物は、一般市民による著作と同様の取扱いとなる。

(注12) なお、〔表〕には、弁護士・司法書士・土地家屋調査士の三者についてしか掲げなかったが、同様の体裁の規定は、司法制度改革の一環として法人制度が認められた、法務省以外の官庁の所管する士業法とその施行規則においても設置されている（行政書士法13条の6と同法施行規則12条の2、社会保険労務士法25条の9第1項1号と同法施行規則17条の3、税理士法48条の5と同法施行規則21条）。それゆえ、こうした他の士業関連法規の存在を見落としたまま、ひとり司法書士に関する法規のみを検討して、その業務範囲を論ずることは、士業全体に共通する業務範囲に関する整合的な理解を妨げるおそれがある。

(注13) 規則31条の規定する各業務に言及する和田・前掲（注9）も、規則31条4号業務に関しては「こちらは割愛する」としている（123頁）。

(注14) なお、筆者（七戸）は、このような形の条文の追加・新設に対しては、反対である。ひとたびこのような処理を行うと、明文規定が設置されない限り、業務内容ではない旨の認定に傾きやすくなるからである。司法書士の業務範囲に関する解釈論と同様、規則31条5号の附帯・関連業務に含まれる

と解するか、あるいは土地家屋調査士法3条、同法施行規則29条以外の法令に基づく別個独立の業務と位置づけるほうが、土地家屋調査士の業務範囲を狭める危険性が少ない。

(注15) 平成15年法務省令第27号(司法書士法施行規則の一部を改正する省令)。

(注16) 平成28年9月27日付け「法人業務適正検討有識者会議報告書」(以下、「報告書」という)7頁。

(注17) 報告書・前掲(注16)8～9頁。

(注18) 報告書・前掲(注16)14～15頁。

(注19) 報告書・前掲(注16)11～12頁。

(注20) 本連載第4回(本誌101号9～10頁)㊟判決(浦和地判平6・5・13)、㊟判決(東京高判平7・11・29)。

7 規則31条1号業務、民事信託業務

以上のような規則31条2号業務および4号業務から得られた教訓は、司法書士の新たな業務展開の方向性として注目されている規則31条1号業務並びに民事信託業務に、どのような示唆を与えるだろうか。

(1) 規則31条1号業務

すでにみたように、規則31条1号は、法的地位に関しては「管財人、管理人その他これらに類する地位」に就いた者を問題とする一方、職務内容に関しては「他人の事業の経営」と「他人の財産の管理若しくは処分」という2種類の異なる業務内容を問題としていることから、法的地位に着眼して、1号業務のすべてを一括して「財産管理業務」と呼ぶか、職務内容に着眼して「事業経営業務」「財産管理業務」の二つに分類するかの差異が生ずる。

(A) 事業経営業務

このうち、事業経営業務についていえば、「事件性のある法律問題は弁護士、許認可や在留資格関連は行政書士、税務は税理士、社会保険関連や人事労務については社会保険労務士の独占業務であるが、経営に関する助言指導は、無資格系の経営コンサルタントや中小企業診断士を含め、いずれかの資格の独占業務とはいいがたい」(注21)。

なお、司法書士が注目しているのは、とりわけ中小企業向けの、法務顧問や経営コンサルタントの分野である。というのも、「中小企業においては、大企業と比べて、弁護士による法務顧問が就いているケースが少なく、日々の法務相談については税理士等を通じて、何らかの専門家などに相談しているケースがまだまだ多いように思われる」からである(注22)。この状況は、かつて弁護士による援助が手薄であった債務整理の分野に、司法書士が支援の手を差し伸べたのと、よく似ている。

だが、それだけに、同業務に関しては、かつて債務整理業務に関して犯したと同様の失敗を繰り返さないよう十分に留意する必要がある。この業務は、隣接士業との間で業際問題を起こしやすい分野であるだけに、他の法律専門家による援助が行き届いていなかった中小企業の事業経営について、市民の法律家である司法書士が率先して支援する、との公益的な側面を閉却してはならないだろう。

(B) 財産管理業務

一方、「管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、……他人の財産の管理若しくは処分を行う業務」とは、具体的には、不在者財産管理人・相続財産管理人のほか、空き家・所有者不明土地の財産管理や、多重債務・累犯その他種々の原因による生活困窮者の経済的自立支援の一環としての財産管理をいう(注23)。

成年後見人と同様、不在者財産管理人や相続財産管理人に関しても、資格制限は存在しないが、しかし、成年後見業務に関する経験から知られるように、同業務につき一般市民からの信頼を獲得するためには、専門的な知識・技量の担保並びに横領等の不祥事防止のための、指導・監督機関が必要となる。

(a) 日本財産管理協会

しかし、この点に関する組織づくりは、若干転換しており、規則31条1号の財産管理業務(事業経営と財産管理の両者を含む)に関しては、以下の業務内容を定款に掲げる、一般社団法人日本財産管理協会(平成23年4月設立。以下、「日財協」という)が存在する(注24)。

(目的)

第3条 当法人は、市民の経済活動がすぐれて高度専門化するなかで、法律専門資格者による事業経営業務及び財産管理処分業務の重要性が増してきているとの認識に立ち、その適正な普及促進を図り、同業務に関して優れた知識と技能及び職能倫理を有する財産管理業務の専門家を養成し、資格を認定するとともに、その能力の向上と職能倫理の高揚を図り、もって国民の権利の保護に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 事業経営業務および財産管理処分業務に関する調査、研究
- (2) 前号の業務に関する講演会、講習会、セミナー等の開催
- (3) 出版物の刊行
- (4) 機関誌紙の発行、その他広報事業
- (5) 第1号の業務に関する知識及び技能の修得のための研修会の開催及び資格の付与
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(b) 成年後見センター・リーガルサポート

だが、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの定款の掲げる目的・事業内容(下記参照)には、規則31条2号の業務のほか、日財協の定款の掲げる業務が含まれており(4条1項3号の「財産管理事務等」や、7号の「高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動」)、この点との関係では、「規則31条の財産管理業務が成年後見制度等の法定の制度の潜脱に利用されないよう配慮しなければならない」旨を指摘する向きもある(注25)。このほか、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの定款4条1項4号が掲げる「遺言執行事務の指導監督」は、成年後見を必ずしも前提としていない一方、日財協の業務の中には、成年被後見人が死亡した後の財産管理が含まれている(注26)。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督
- (2) 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督
- (3) 財産管理及び身上監護の事務(前各号に該当するものを除く。以下「財産管理事務等」という。)の指導監督
- (4) 遺言執行事務の指導監督
- (5) 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等
- (6) 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動
- (8) 研修会、講演会、相談会等の企画及び開催並びにこれらへの講師及び相談員等の紹介
- (9) 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動
- (10) 成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布
- (11) 成年後見制度に関する視聴覚教材の企画、制作及び頒布
- (12) 国、地方公共団体、福祉団体、職能団体等との連携による上記各事業の推進のための活動
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うも

のとする。

(2) 民事信託業務

「民事信託」という言葉は、法令上の用語ではない。信託業法（平成16年法律第154号）は、「信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない」旨を規定しているが（同法3条）、ここにいう「信託業」とは、「信託の引受け……を行う営業」のことをいい（同法2条1項）、そして「営業」とは、①営利を目的として、②不特定多数の者を相手に、③反復継続して行う行為のことをいう。それゆえ、②特定の者を相手に、③反復継続しないで行う信託の引受けは、「信託業」に含まれず、信託業法の適用を受けないことになる（非営業信託）。これを「民事信託」と呼び、他方、信託業法の適用を受ける信託（営業信託）を「商事信託」と呼び慣わしている。

規則31条1号の事業経営・財産管理業務や、2号の成年後見業務が、業務の「目的」に着眼した用語であるのに対して、民事信託業務は、種々の目的を実現するための「手段」に着眼した用語法であって、民事信託という法律構成を通じて達成しようとする目的には、事業承継・財産管理・成年後見等種々のものがありうる（注27）。

そもそもこの業務が注目されたのは、現行信託法（平成18年法律第108号）制定時であったが、しかし、成年後見業務におけるように、日司連主導型の団体が設立されることはなく、平成23年9月設立の一般社団法人民事信託推進センターが（注28）、平成26年4月に一般社団法人民事信託士協会を設立して「民事信託士」の資格認定を行っているほか（注29）、民事信託の中でも、特に家族関係の信託に関しては、平成25年10月設立の一般社団法人家族信託普及協会が、「家族信託」および「家族信託普及協会」の語について商標登録を行い、「家族信託コーディネーター」「家族信託専門士」の研修を行っている。

なお、いずれの団体も、会員を司法書士に限定していない点において、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと異なる。その結果、会員の指導・監督は、会員の所属する各士業団体

に委ねられることとなるが、これらの団体がどこまで一般市民の信頼を勝ち得るかは、民事信託ないし家族信託に関する能力並びに倫理意識の担保にかかっている。

（注21） 和田・前掲（注9）122頁。

（注22） 和田・前掲（注9）122頁。さらに、中小企業の経営コンサルティング業務につき、鈴木健彦「（規則31条業務の最前線⑫最終回）中小企業支援と規則31条」本誌102号111頁参照。

（注23） 内田雅之＝芝田淳「累犯者の再犯防止のための財産管理業務」本誌92号12頁、尾上美子「（規則31条業務の最前線④）司法書士による不在者財産管理人の実務」本誌94号91頁、古谷理博「（規則31条業務の最前線⑤）債務整理業務から考える財産管理業務——経済的自立支援の一つのアプローチとして」本誌95号106頁、「（特集）遺産・事業承継における財産管理と関連実務」本誌96号27頁以下、西川明彦「（規則31条業務の最前線⑧）司法書士による相続財産管理人の実務」本誌98号106頁、須藤孝「（規則31条業務の最前線⑩）空き家問題と司法書士——実務・予防・街づくりの視点から」本誌100号120頁、田中孝史「（規則31条業務の最前線⑪）更生保護施設における財産管理の実践」本誌101号103頁、奥村洋史「空き家対策としての相続財産管理人スキーム（上）（下）」登記情報657号30頁・658号21頁。

（注24） 日財協については、田島・前掲（注6）112～113頁参照。

（注25） 内田＝芝田・前掲（注23）14頁。

（注26） なお、日財協の著作には、一般社団法人日本財産管理協会編『相続財産の管理と処分の実務』、同『Q&A 成年被後見人死亡後の実務と書式』がある。

（注27） 川嵩一夫「（規則31条業務の最前線⑥）民事信託の活用と実務上の留意点」本誌96号90頁、水谷公孝「（規則31条業務の最前線⑦）財産管理業務における民事信託の活用」本誌97号107頁参照。

（注28） 同センターの活動に関しては、一般社団法人民事信託推進センター編『有効活用事例にみる民事信託の実務指針——スキーム立案・登記・税務』等の出版物の刊行のほか、一般社団法人民事信託推進センター「（誌上

講義) 続・民事信託実務入門講座(1)～(5)」
登記情報654号17頁・656号21頁・658号27頁・
660号75頁・661号77頁参照(連載継続中)。

(注29) 高橋宏治「第1期民事信託士の誕生」登記情報653号1頁参照。

8 結語——偏りのない業務展開の必要性

本連載を終えるに際して、司法書士の業務範囲に関する筆者の問題意識を、あらためて強調しておきたい。平成14年司法書士法改正の際、司法書士の関心は、もっぱら簡裁訴訟代理等関係業務に向けられ、司法書士法人に関する規定中に、法3条1項1号～5号業務以外にも「法令等に基づきすべての司法書士が行うことができる」業務がある旨が明文化されたこと(法29条1項柱書・1号)を見落とし、その結果、平成15年改正司法書士法施行規則31条に関する検討も行わなかった。さらに、その後の過払いバブルの結果、債務整理事件以外の簡裁訴訟代理等関係業務は見向きもさ

れなくなり、平成18年市場化テスト法を受けて平成19年に追加された規則31条4号の乙号業務に関しても、全く興味は抱かれなかった。ところが、過払いバブルが終焉を迎えるや、法3条業務に関しては過度な萎縮現象が生ずる一方、司法書士の関心は、規則31条2号業務(成年後見)から1号業務(事業経営・財産管理)あるいは民事信託業務へと向かい、それまで司法書士が行ってきた法3条・規則31条以外の法令等に基づく業務は等閑視されるに至った。特定の業務ばかりに目が行くと、それが手詰まりになった際に右往左往する。ここでは、司法書士の業務内容の全体像を、一つひとつ丁寧に分析していく作業が必要である。そして、それらの業務の全般に関して等しく精通した「総合医(generalist)」としての途こそ、司法書士のあるべき姿と考える(注30)。

(注30) 七戸克彦「司法書士の現状と今後のあり方」本誌85号2頁。